

人文地理学会 2014年(2013年度)協議員会

2014年11月8日 11時30分～12時20分 於：広島大学東広島キャンパス K棟 K108教室

報告事項

【I. 会務報告】

1. 庶務委員会 (田中和子理事)

①会員の動向 (2014年9月30日現在)

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013 (2013.10～2014.9)
会員	1538	1480	1468	1410	1394	1329	1323	1231 (国内1223、海外8)
(学生)	—	—	—	—	(63)	(84)	(91)	(105)
入会	47	40	48	39	44	49	27	39
(学生)	—	—	—	—	(21)	(33)	(19)	(27)
退会	37	74	54	57	60	57	33	46 (逝去4)
(学生)	—	—	—	—	—	—	—	—
除籍	—	24	—	40	—	57	—	44

*除籍は隔年(名簿発行年)

②交換・寄贈雑誌 (2014年9月30日現在)

国内交換雑誌 43誌 海外交換雑誌 10誌

③2013年度理事会・設立時社員総会・評議員会の開催

理事会7回(定例4回、臨時3回)

設立時社員総会(1回)

評議員会4回(12月14日、4月12日、7月12日、10月4日)

2. 会計委員会 (出田和久理事)

①会費納入状況 (2014年10月3日現在)

会員数 1223名

66巻完納; 1027名(納入率84%)、65巻まで(1年未納); 160名(内、住所不明1)

64巻まで(2年未納) 36名(内、住所不明3)

②部会の会計報告 (2013年9月末時点)

研究部会名	前年度繰越金(円)	収入(円)	支出(円)	残高(円)
歴史地理	29,823	80,000	42,320	67,503
地理思想	80,212	80,000	20,000	140,212
都市圏	121,374	80,000	61,705	139,669
地理教育	43,844	80,000	73,874	49,970
政治地理	55,191	80,000	36,950	98,241

・繰越金の扱い

・来年度からの部会会計について

・会計書類の学会事務所への提出

③補助金関係

・国際情報発信強化への応募について

次期常任理事・会長に連絡、引き継ぎ済

3. 編集委員会 (生田真人理事)

①雑誌編集状況

<別紙1>

4. 集会委員会 (八木康幸理事)

①大会

- ・2013年人文地理学会大会

大阪市立大学杉本キャンパス：2013年11月9日（土）・10日（日）

特別研究発表4件（2会場）、一般研究発表61件（口頭発表50件、ポスター発表11件）

大会参加者313名（一般243名・学生70名）、懇親会参加者121名、エクスカージョンなし

部会アワー（研究部会）参加者計107名

- ・2014年人文地理学会大会

広島大学東広島キャンパス：2014年11月8日（土）・9日（日）・10日（月）

特別研究発表4件（2会場）、一般研究発表58件（一般発表44件、セッション2組7件、ポスター

発表7件）、シンポジウム（地理科学学会第31回シンポジウムを兼ねる）、「2014年8月広島土砂

災害」関連緊急ポスター発表、エクスカージョン、部会アワー（研究部会）

②例会

第280回2014年3月21日（木・祝）大阪市立大学梅田サテライト、テーマ：「グローバル時代における「場所」ードリーン・マッシーを迎えて」発表1件。参加者70名

第281回（特別例会）（群馬地理学会と共催）2014年6月14日（土）・15日（日）群馬大学、14日発表3件・参加52名。15日エクスカージョン：「富岡製糸場と絹産業遺産をめぐる」参加者29名

③各研究部会

歴史地理研究部会

〔第133回〕2013年11月9日（土）大会部会アワー、発表1件・参加者25名

〔第134回〕2014年4月26日（土）ハートピア京都、テーマ：「植民地における鉄道輸送」発表1件、コメント1件参加者24名

〔第135回〕2014年7月5日（土）キャンパスプラザ京都、テーマ：「歴史GIS再考」発表3件・参加者34名

〔第136回〕2014年10月25日（土）やまと会議室、発表1件、コメント1件。

地理思想研究部会

〔第114回〕2013年11月9日（土）大会部会アワー、発表1件、コメント1件・参加者21名

〔第115回〕2014年4月19日（土）滋賀大学大津サテライトプラザ、テーマ：「生活空間の観光化と地域住民の対応」発表1件、コメント1件・参加者17名

〔第116回〕2014年7月27日（日）神戸大学梅田インテリジェントラボラトリ、テーマ：「空間への問い／空間からの問いードリーン・マッシー『空間のために』をめぐる」発表2件・参加者35名

都市圏研究部会

〔第48回〕2013年11月9日（土）大会部会アワー、発表1件・参加者30名

〔第49回〕（経済地理学会関西支部と共催）2014年1月11日（土）、神戸大学梅田インテリジェントラボラトリ、テーマ：「中国における都市の変貌」発表2件・参加者22名

〔第50回〕（経済地理学会関西支部と共催）2014年5月17日（土）、神戸大学梅田インテリジェントラボラトリテーマ：「大都市圏における居住と就業の地域構造変化」発表3件・参加者28名

〔第51回〕（第10回政治地理研究部会と合同）2014年7月26日（土）、大阪市立大学文化交流センター大セミナー室、発表1件、コメント2件・参加者17名

〔第52回〕（経済地理学会関西支部と共催）2014年10月4日（土）神戸大学梅田インテリジェントラボラトリ、テーマ：「持続可能な大都市のものづくりと街づくり」発表4件、コメント2件・参加者51名

地理教育研究部会

〔第28回〕2013年11月9日（土）大会部会アワー、発表1件、報告1件・参加者13名

〔第29回〕2014年5月31日（土）巡検・研究発表、御香宮神社参集館、テーマ：「中等地理教育フィールドワークに求められる技能」巡検、発表2件、コメント1件・参加者24名

〔第30回〕地理教育夏季研修会2014年8月9日（土）大阪府立大手前高校、テーマ：「地図・JISの効果的な活用」午前の巡検は台風により中止。発表2件、ワークショップ1件・参加者27名

政治地理研究部会

- [第7回] 2013年11月9日(土) 大会部会アワー、発表1件・参加者18名
- [第8回] 2014年1月25日(土) 同志社大学烏丸キャンパス志高館、発表1件・参加者28名
- [第9回] 2014年5月17日(土) たかつガーデン、発表1件、コメント1件・参加者14名
- [第10回] (第51回都市圏研究部会と合同) 2014年7月26日(土)、大阪市立大学文化交流センター。発表1件、コメント2件・参加者17名

④2015年の大会・特別例会

- 2015年 大会：2015年11月14日(土)・15日(日)に大阪大学で開催
- 特別例会：2015年6月13日(土)・14日(日)に宮崎大学で開催

5. 企画委員会 (南出真助理事)

①第13回人文地理学会学会賞

<別紙2>

- ・学会賞候補者選考委員会委員を以下の通り委嘱した(2013年12月)。 ※印は委員長
- [学術図書部門]
 - 小口千明(筑波大学) 加賀美雅弘(東京学芸大学) 川口太郎(明治大学)
 - 田和正孝(関西学院大学・新任) ※
- [一般図書部門]
 - 熊谷圭知(お茶の水女子大学・留任) 堤 研二(大阪大学・新任)
 - 高橋春成(奈良大学・新任) ※ 中西僚太郎(筑波大学・新任)
- [論文部門]
 - 井上 孝(青山学院大学・新任) 箸本健二(早稲田大学・留任)
 - 福田珠己(大阪府立大学・留任) 矢ヶ崎典隆(日本大学・新任) ※
- ・2014年3月27～29日に国士舘大学にて、学会賞候補者選考委員会を部門別に開催した。各委員会では、9月末の答申までの委員会の進め方について意見交換がなされた。
- ・学会賞候補者選考委員会からの答申(2014年9月)
- 各部門の候補者選考委員会から受賞候補者について答申があった。受賞候補者および候補図書
- ・論文は以下の通りである。なお、本答申については、2014年10月4日の第4回評議員会で承認された。
- [学術図書部門]
 - 受賞候補者：川村 博忠会員
 - 受賞候補図書：『江戸幕府撰日本総図の研究』、古今書院、2013年、353頁
 - 受賞候補者：後藤 拓也会員
 - 受賞候補図書：『アグリビジネスの地理学』、古今書院、2013年、276頁
- [一般図書部門]
 - 受賞候補者：小野 有五会員
 - 受賞候補図書：『たたかう地理学』、古今書院、2013年、392頁
- [論文部門]：1名
 - 受賞候補者：島本 多敬会員
 - 受賞候補論文：「近世刊行大坂図の展開と小型図の位置づけ」『人文地理』第65巻第5号、377-396頁

【II. 一般社団法人人文地理学会設立】(山野正彦会長)

2008年12月1日に「一般社団法人および一般財団法人に関する法律」が施行されるに先立ち、日本学術会議科学者委員会は、同年5月に「新学術法人制度における学術団体の在り方」において、学術団体の法人化検討を提言しました。学会を法人化することにより、任意団体と比べて社会的信用が増し、人材育成や学術情報の提供など学術団体としての社会への貢献が公的に認識されることになり、学会が広く一般社会、市民、行政との連携を深めるこ

とに効果が期待されます。また、より透明性の高い会計処理を行うことで、非営利型の法人として認知され、予想される税務リスクを回避することができます。加えて任意団体では学会名での銀行口座の開設ができず、学会会長の個人名で行わなければならなかったのですが、法人化によって法人名での口座開設が可能になりました。今後の人文地理学会の社会的活動のための基礎が一応整ったこととなります。

すでにご承知のように、本学会では2012年12月15日開催の評議員会において、「人文地理学会法人化問題検討委員会」（委員3名）の設置を承認し、同委員会は2013年4月4日付で「人文地理学会を一般社団法人とすることが望ましい」旨答申しました（答申全文は『人文地理』65巻2号に掲載）。これを受けて同年4月13日開催の評議員会では、さきの法人化問題検討委員会を、法人化への具体的手続きの検討を始める実施委員会に移行させることを決議し、7月6日評議員会では、「人文地理学会法人化準備委員会」（山田誠委員長他全7名）の正式発足が承認されました。同委員会は2013年10月3日付で、2014年10月ごろからの法人化の提案と定款案その他役員選出規程を含む関係規程の素案を会長あて提出しました。2013年10月17日評議員会は、この報告を承認し、2013年10月21日付にて、学会ホームページに新法人定款案を掲載し、会員の意見を求めました。

2013年11月9日に大阪市立大学で開催された大会における、協議委員会、総会では、2014年10月1日付で法人に移行すること、定款案、役員選挙規程を含む関係諸規程案の大筋が承認され、これらの細部の文言調整は理事会、評議員会に一任すること、来期の役員選挙は新法人の役員候補者選挙として行うことを決議しました（詳細は『人文地理』66巻1号彙報参照）。その後、2013年12月14日の評議員会で、準備委員会に替って理事会が定款を含む諸規程の細部の調整、司法書士との相談にあたることが承認され、2014年1月、理事会は法人化に関する業務委託契約を「はるかぜ司法書士事務所」（京都市左京区、代表内藤卓）と締結し、1月31日に打ち合わせを兼ねて同事務所で理事会を開催しました。2014年4月12日、及び7月6日開催の評議員会では、定款案、選挙管理委員会規程、代議員選挙規程、会長選出に関する規程、理事・監事予備選挙に関する規程の細部改訂案、及び人文地理学会会則案について審議・承認しました。なお4月評議員会后、ホームページにこれらの規程案を掲載し、会員からの質問と意見を求めました。

一方、新法人の役員予備選挙は、選挙管理委員会（田和正孝委員長他全4名）の入念な準備の下に、新しい規程に準拠して2014年5月から始まり、新法人の会長、理事、監事の各候補者と代議員の選出が予定通り終了しました。

2014年9月13日には7月評議員会で最終承認された、法人設立時社員6名（山野正彦他前期理事5名）による設立時社員総会を開催し、定款最終案の承認、選挙結果に基づく、設立時理事及び監事の選出、新年度代議員の氏名の確認を行いました。設立時社員は公証人の定款認証を経た後、10月1日に京都地方法務局に一般社団法人設立申請を提出し、同日受理され、10月3日に登記が完了しました。10月4日開催の評議員会、第1回理事会において法人化した旨の報告と、定款と関連諸規程の文言確認が行われ、一般社団法人人文地理学会が発足しました。

2年以上にわたる長い準備期間を要しての法人化達成の道のりではありましたが、これまで、本学会の一般社団法人への移行につきまして、会員のみなさまのご理解をはじめ、法人化検討委員会、準備委員会、評議員、理事、事務員、司法書士、税理士と数多くの皆様が一丸となってお協力下さり、無事に新しい学会のスタートラインに立つことができました。関係の皆様には心より感謝申し上げますとともに、会員の皆様とともに喜びたいと思います。

【Ⅲ. その他】

2014.10.4 評議員会資料
2014.11.8 協議員会資料

2013年度 会務報告(編集委員会)

人文地理 雑誌編集状況

	11月16日	1月11日	3月15日	5月10日	7月12日	9月13日	合計	総計	2012	2011	2010	2009
論説 新規	2	2	3	3	0	0	10	20	20	26	26	37
論説 再投稿	1	1	2	2	2	2	10					
展望 新規	0	1	1	1	1	0	4	8	4	6	1	4
展望 再投稿	0	0	0	0	2	2	4					
研究ノート新規	1	1	0	2	1	3	8	10	19	26	21	24
研究ノート再投稿	0	1	0	0	1	0	2					
合計	4	6	6	8	7	7	38	38	43	58	48	65
論説 採択	1	1	1	1	1	1	6	6	4	7	7	9
論説再投稿要請	2	1	1	3	1	1	9	9	12	6	11	20
論説 返却	0	1	3	1	0	0	5	5	4	13	8	8
展望 採択	0	0	1	0	0	2	3	3	2	2	0	2
展望 再投稿要請	0	0	0	1	3	0	4	4	1	3	1	2
展望 返却	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0
研究ノート採択	0	1	0	0	1	0	2	2	8	8	7	6
研究ノート再投稿要請	1	1	0	1	0	0	3	3	8	11	8	15
研究ノート返却	0	0	0	1	1	3	5	5	3	7	6	3
合計	4	6	6	8	7	7	38	38	43	58	48	65

* 英文特集とフォーカスはカウントせず。 * 外部レフリー率:21%(昨年度30%、一昨年度7%)
* 「論説」として投稿され「展望」「研究ノート」に種別変更を求めた論文(4本:昨年度2本、一昨年度8本)は、論説返却としてカウントした。

若干のコメント

	2013年度	2012年度	2011年度	2010年度	2009年度		2013年度	2012年度	2011年度	2010年度	2009年度
論説採択率	30%	20%	26%	26%	24%	論説返却率	25%	20%	50%	31%	22%
研究ノート採択率	20%	42%	31%	33%	25%	研究ノート返却率	50%	16%	27%	29%	13%
全体採択率	29%	33%	26%	29%	25%	全体返却率	29%	19%	36%	29%	18%

* 投稿者数を母数にするとそれぞれの率は上がる

- (1) 隔年現象の傾向がなくなり、投稿数が低調。
- (2) 投稿数の減少とともに採択率の低下により掲載論文数が危機的状況。
- (3) 研究ノートが、これまでになく上記(2)の傾向が顕著。
- (4) 外部レフリー(評議員・協議員)への依頼数は高めの比率を維持。

人文地理各巻 発行状況

	総頁数	論説	展望	研究ノート	フォーカス	フォーラム	英文
65巻5号	84	1	1	1	1	0	7
65巻6号	104	6	0	0	0	0	94
66巻1号	118	3	0	0	0	0	16
66巻2号	90	1	0	1	1	0	5
66巻3号	98	1	1	0	0	0	4
66巻4号	94	2	0	1	0	0	4
合計	588	14	2	3	2	0	130
昨年度合計	606	3	7	10	2	0	178
一昨年度合計	570	12	2	8	1	0	124

* 66巻3号の「展望」は「学界展望」を除く。
* 65巻6号、66巻1号の「論説」は英文特集論文7本含む。
* 英文占有率= 22% (昨年度36%、一昨年度22%)

2014年9月20日

人文地理学会
会長 山野正彦 殿

人文地理学会学会賞（学術図書部門）
候補者選考委員会 委員長 田和正孝
委員 小口千明
委員 加賀美雅弘
委員 川口太郎

人文地理学会学会賞（学術図書部門）候補者について（答申）

本委員会は、2014年1月6日付文書にて第14回人文地理学会学会賞（学術図書部門）受賞候補者選考の正式な依頼を受けた。これに基づき3月28日に第1回委員会を開催し、選考方法を決定したのち具体的な選考作業を進めた。その結果、この度、受賞候補者として下記の会員2名を決定したのでここに答申する。選考理由については別紙の通りである。

なお、選考過程において学会賞（学術図書部門）の在り方について委員間で種々意見を交換するとともに様々な改善案を検討した。その内容についても「委員会提案」（別紙）として答申に盛り込むこととした。本件に関しては学会として速やかに検討に入られるよう強く願うものである。

記

受賞候補者：

川村博忠会員

受賞対象図書：『江戸幕府撰日本総図の研究』，古今書院，2013年，本文353ページ。

後藤拓也会員

受賞対象図書：『アグリビジネスの地理学』，古今書院，2013年，276ページ。

以上

受賞候補者：川村博忠会員

受賞対象図書：『江戸幕府撰日本総図の研究』、古今書院、2013年11月発行、本文353ページ。

選考理由：

江戸幕府は全国の諸大名に命じて調進させた国絵図に基づいて日本国土の総図を作り上げた。これらは年月を経て改訂が重ねられた。本書は江戸幕府が数次にわたって編纂したこれら総図、とりわけ残された史料が希少なため従来未解明であった初期日本総図に関する歴史地理学的研究である。幕府はいかなる目的で、またいかなる方法でこうした図の作成にいたったのか、そしてその成立はいつかなど、著者が長年にわたって究明してきた課題に対する総まとめの一書ということができる。著者自身は、1980年に国立国会図書館で催された地図展を観覧し、そこに展示されていた「慶長日本図」に疑問を抱いたことから、江戸初期日本総図の本格的な研究を開始した。日本地図史研究における高度な分析方法に基づいた「謎解き」は、読者を歴史地理学研究の豊かな地平へと誘う。

本書は大きく二部構成をとり、最後にまとめとしての終章がおかれている。

第一部は「江戸初期日本総図研究の展開」としてこの総図研究がいかに進展してきたのかを他の研究者との論争を交えながら丹念にたどる。断片的な資料を探し、関連する絵図の発掘に努力する著者の飽くなき探求心が映し出される。図中の城所の記載や描写事物を比較研究する論述からは、著者が長時間、実際の図を前にして研究する「調査中の姿」も伝わってくる。こうして得た諸成果から、江戸初期日本総図の成立に関して、幕府が編纂した初期日本総図は寛永十年日本図と同十五年日本図だけであることを明らかにした。

第二部「江戸幕府撰日本総図」には5章を配し、幕府が編んだ日本総図、すなわち寛永十年日本図、寛永十五年日本図、正保日本図、元禄日本図、享保日本図をそれぞれ個別に扱いながら、成立過程や図の編集方法および内容の特徴などについて考察している。各図の技法や描法から、江戸幕府による軍事、沿岸防備を目的とした国土掌握の姿が解明されるとともに、図示された範囲、縮尺、作図技術の進展などが克明に記述されている。各種の関連史料を時に地方の図書館や資料館に見出し、それらを読み解きながら論証を進める姿勢に対して、読者のいずれもが著者の「研究の深遠さ」を覚えるであろう。

江戸幕府による地図製作についてはきわめて重要な研究課題であるといわれながらも本格的な研究は立ち遅れていた。近年、これに関心を向ける動きが徐々に出てきているという。著者の膨大な研究成果がこのような動きに対して与えた影響は計り知れない。それだけにとどまらず、日本地図史研究に果たした著者の長年にわたる大きな功績に対して敬服の念を禁じえない。

以上に述べた理由から、本書は人文地理学会賞（学術図書部門）の授与にふさわしいすぐれた著作であり、著者をその候補者として推薦する。

受賞候補者：後藤拓也会員

受賞対象図書：『アグリビジネスの地理学』，古今書院，2013年7月発行，276ページ。

選考理由：

農業のグローバル化のなかにあつて近年関心を集めてきた研究課題のひとつにアグリビジネスがある。この用語を耳にすると、欧米の世界的な規模の企業体を想起しがちであるが、日本においても様々な資本規模のもとに展開するアグリビジネスが存在している。しかしながら、それらの体系的な研究は必ずしも多いとはいえない。海外の研究者からも、日本のアグリビジネスの実態が十分に明らかにされていないことへの批判がなされている。本書はこのような状況をふまえて、日本のアグリビジネスを対象に企業群による海外進出プロセスとそれに伴う農業地域の変動メカニズムを、地理学的アプローチによって明らかにした労作である。

本書の論点と課題究明に通底するものは、「スケール」というキーワードであろう。第1にあげられるものはグローバルスケールからの追究、すなわち、日本のアグリビジネスによる農産物の海外調達活動についてである。日本のアグリビジネスの海外進出先とその変化の要因、調達拠点の形成、海外調達と国内調達との関係性の分析などがそれにあたる。2番目はナショナルスケールとローカルスケールの問題である。日本国内における農業生産の垂直的統合が海外調達活動に伴っていかに再編成されたのかが、詳細に分析されるのである。スケールを意識した追究は、日本のアグリビジネスの形態が歴史的・構造的にみて多様性をもつことを理解したうえで、分析対象を市場構造の異なる「大企業集中型」「大企業・中小企業併存型」「中小企業分散型」の3タイプから選んでいる点へとつながる。具体的には、加工トマト、プロイラー、い草の3部門が対象となる。

本書は、序論、3部（8章）および結論から成る。序論は問題の所在とこれまでの研究動向について詳述した章である。続く第1部「日本のアグリビジネスによる海外進出と国内農業地域の空洞化」に含まれる2章は、食品企業を事例に海外進出の空間的パターンの傾向を析出し、続いて食品企業がいかなる構造変化を引き起こし、そのことが原料産地にどのような変動をもたらしたのかを総論的に扱う。アグリビジネス研究を進めるためのテキストとしてきわめて示唆に富む。続く第2部、第3部への橋渡しとしての分析内容にも説得力がある。

第2部「日本のアグリビジネスによる海外調達と対日輸出拠点の形成」、第3部「日本のアグリビジネスによる国内調達の変化と農業地域の再編成」には、加工トマト、プロイラー、い草の3部門を実証的に分析するそれぞれ3章ずつが配される。著者自身による企業への聞き取り調査、業界団体の諸報告書や社史などから集められたデータに基づいて作成された数多くの図は分析内容を的確に跡づける。著者は、部門により異なる海外進出先の分散化と集中化、国内的には取引価格、生産拠点、集荷圏について垂直的統合の顕著な空間的变化が見いだされた、と結論づけている。企業が差別化の可能な農産物を確保すべく、産地や農家の「囲い込み」を図っている実態を明らかにしたことも大きな成果である。

本書は農業地理学研究に対して大きな貢献をなしたといえる。本書の成果に加え、さらにスケールを違えて生産者へのきめ細かな調査を実施することによって新たな研究視点も

広がるであろう。著者の今後の活躍を期待したい。

以上に述べた理由から、本書は人文地理学会賞（学術図書部門）の授与にふさわしいすぐれた著作であり、著者をその候補者として推薦する。

人文地理学会 様

人文地理学会賞（一般図書部門）の選考の結果、つぎの図書を候補図書として選考理由とともに答申いたします。

平成 26 年 9 月 12 日

選考委員会 高橋 春成
熊谷 圭知
堤 研二
中西僚太郎

候補図書：小野有五(2013)：『たたかう地理学』古今書院

選考理由：本書は、自然と人間との関係を研究する「地理学」を専門としてきた著者が、たんにその相互関係を研究するのではなく、その関係をよりよくするための研究こそが、環境の科学としての地理学であるとの立場から、長年携わってきた数々の社会運動を事例として紹介しながら、地理学者は何をすべきか、行動すべきかを絶えざる自省と葛藤の中で問うたものである。

本書には、行動の指針として7つのキーワード、「Walk 歩く」、「Connect むすぶ」、「Teach 教える」、「Act 演じる」、「Change 変える」、「Trial 訴える」、「Imagine イマジン」が示され、何をどう行動すべきかがわかりやすく明確に述べられている。それぞれの章には、関連する講演、意見書、座談会、対談などのドキュメントが適宜挿入され、緊迫した現場の状況や問題点などが分かりやすい構成となっている。著者は、千歳川放水路の反対運動、サンルダム計画への反対、富川水害訴訟、3. 11後の学会議泊原発廃炉をめざす訴訟へと連なる運動を展開し、アイヌ語地名復権運動を経て、先住民の視点からの日本の歴史と地理のポストコロニアルな脱構築にまで到達する。

本書には、著者の研究と結びついた社会運動の過程が綴られ、著者は、それを「行動する（たたかう）地理学(Active Geography)」と名付ける。ここには、著者自らの多岐にわたる社会運動の軌跡が具体的に生々しく伝えられており、「たたかう地理学」、「行動する地理学」の存在を社会に強くアピールしており、メッセージ性の強さにおいて群を抜いたものとなっている。また本書は、よりよい社会をめざす、社会とむすぶことの必要性和重要性を人文地理学を含む研究者にアピールしており、力強く、勇気づけられる書である。

以上により、人文地理学会賞（一般図書部門）にふさわしいものと判断し、候補として推薦する。

2014年9月23日

人文地理学会企画広報委員会御中

第14回人文地理学会学会賞（論文部門）選考委員会

委員長 矢ヶ崎典隆

委員 井上 孝

箸本健二

福田珠己

選考経結果告書

本委員会は、第14回人文地理学会学会賞（論文部門）受賞候補者について、以下の選考経過を経て決定しました。

記

1. 選考委員会の開催

第1回選考委員会 2014年3月28日（於・国士舘大学）

審査対象論文，選考スケジュール，評価方法の決定

第2回選考委員会 2014年9月1日～14日（電子メールによる会議）

選考委員による評価の集約と受賞候補者の決定

第3回選考委員会 2014年9月20日～23日（電子メールによる会議）

選考結果報告書の起案と承認

2. 受賞候補者

島本多敬：近世刊行大坂図の展開と小型図の位置づけ（人文地理 65 巻 5 号, pp. 377-396）

3. 受賞理由

刊行都市図については、従来、大型の都市図をおもな対象として議論がなされ、小型の都市図に関する体系的な検討はなされてこなかった。本論文が研究対象としたのは、近世に刊行された、大坂を描いた小型の刊行都市図（小型図）である。外国を含む14機関が所蔵する小型図を悉皆的に調査し、調査資料総数192点の中から44の小型図を確認した。これらを、規格、構図、地図表現等から6グループ9タイプに分類した。そして、小型大坂図の展開を時系列的に検討した。大坂図の刊行には大阪という都市の性格が反映されてい

るので、小型大坂図の刊行と記載情報の背景について、社寺参詣や物見遊山による人の移動の観点から、また、土地開発の進行と新開地への関心の観点から検討した。さらに、中型図と大型図を含めた上で大坂図の刊行動向を検討し、小型図の特徴を論じるとともに、近世における大坂図の刊行は5期に区分されることを提示した。

本論文は、小型図の包括的な分類を試みた点、その分類の推移を、大型図や地理書との分担関係、物見遊山や寺社参詣の盛衰、土地開発との関係など、多様な要因を踏まえて議論しており、オリジナリティが高く、説得力がある。また、対象とした44図には、今回新たに見出された16図が含まれていることも、本論文の書誌的価値を高めている。本研究で採用された研究の方法、すなわち小型図を調査して系譜を検討し、異なる規格の都市図を比較する方法は、他地域の地図の研究においても有効であると著者は指摘する。刊行都市図の研究に新たな視角が提示されたと評価される。近世の刊行都市図の展開は、小型図に着目することにより理解が深まった。

選考委員会で慎重に審査した結果、選考対象とした5論文のなかで島本論文が最も高い評価を受けた。

審議事項

【Ⅰ. 2013年度決算】(出田会計理事)

※会計監査

※一般社団法人人文地理学会への資産承継について

<別紙3>

【Ⅱ. その他】

人文地理学会 2013年度 決算(案)

【運営費会計】
 <収入の部>

科目	13年度予算	13年度決算	充足率	差額
1 会費	¥13,000,000	¥12,722,350	97.9%	¥-277,650
2 出版物売上	¥1,000,000	¥994,300	99.4%	¥-5,700
3 *雑収入	¥100,000	¥6,065,321	6065.3%	¥5,965,321
4 受取利息	¥5,000	¥2,907	58.1%	¥-2,093
5 未払い費用(遺・名)	¥300,000	¥300,000	100.0%	¥0
6 研究成果公開促進費	¥2,700,000	¥2,700,258	100.0%	¥258
7 資金会計より	¥500,000	¥500,000	100.0%	¥0
計	¥17,605,000	¥23,285,136	132.3%	¥5,680,136

*2013年京都府国際地理学会組織委員会からの「寄付(691,7万円) 使途として、KRC関連
 あるいはIGUの国際会議関連目的(なとをば、IGOやRCへへのサポート)を希望。他に著作権料。
 リンピックの支援、若手のIGCやRCでの発表支援、など)を希望。他に著作権料。

<支出の部>

科目	13年度予算	13年度決算	充足率	差額
1 雑誌生産費	¥6,000,000	¥5,927,186	98.8%	¥72,814
2 雑費(超過頁課金)		¥-70,000		¥-70,000
3 編集費	¥1,000,000	¥732,596	73.3%	¥267,404
4 雑誌発送費	¥900,000	¥850,299	94.5%	¥49,701
5 集金費	¥300,000	¥309,424	103.1%	¥9,424
6 大会開催費	¥800,000	¥514,153	64.3%	¥285,847
7 研究部会運営費	¥400,000	¥400,000	100.0%	¥0
8 給料手当	¥3,800,000	¥3,762,248	99.0%	¥37,752
9 保険料	¥30,000	¥42,606	142.0%	¥12,606
10 役員費	¥80,000	¥50,000	62.5%	¥30,000
11 旅費・交通費	¥350,000	¥316,280	90.4%	¥33,720
12 通信費	¥200,000	¥196,491	98.2%	¥3,509
13 啓発事業費	¥0	¥30,000	0.0%	¥-30,000
14 顕彰事業費	¥70,000	¥53,816	76.9%	¥16,184
15 企画・広報事業費	¥250,000	¥0	0.0%	¥250,000
16 会合費	¥150,000	¥105,416	70.3%	¥44,584
17 運営費	¥200,000	¥163,054	81.5%	¥36,946
18 諸印刷費	¥50,000	¥86,826	173.7%	¥-36,826
19 名簿作成発送費	¥500,000	¥452,509	90.5%	¥47,491
20 名簿作成発送費積	¥0	¥0	0.0%	¥0
21 備品費	¥100,000	¥0	0.0%	¥100,000
22 備品積立金	¥0	¥0	0.0%	¥0
23 消耗品費	¥100,000	¥76,884	76.9%	¥23,116
24 機材借上費	¥100,000	¥118,375	118.4%	¥-18,375
25 室料(家賃)	¥1,200,000	¥1,198,554	99.9%	¥1,446
26 雑損	¥10,000	¥10,000	100.0%	¥0
27 予備費	¥515,000	¥157,280	30.5%	¥357,720
28 *法人化準備費	¥500,000	¥216,681	43.3%	¥283,319
計	¥17,605,000	¥15,690,678	88.1%	¥1,914,322

収支差額 ¥0

【資金会計】

科目	13年度期首	13年度期末	14年度期首
1 運営資金 ¹⁾			
2 振替貯金(ゆうちょ)	¥850,076	¥958,213	¥958,213
3 普通預金1(みずほ)	¥7,325,172	¥9,136,605	¥9,136,605
4 普通預金2(新生)	¥6,451,686	¥5,506,443	¥5,506,443
5 通算貯金(ゆうちょ)	¥1,126,258	¥6,919,160	¥6,919,160
6 現金	¥24,160	¥50,922	¥50,922
7 定期預金(みずほ)	¥2,335,886	¥2,336,353	¥2,336,353
8 (みずほ)預金 ²⁾		¥467	¥467
9 保証金(發明センター)	¥1,400,000	¥1,400,000	¥1,400,000
10 未払い費用(遺・名)	¥-300,000	¥0	¥0
11 運営費会計へ	¥-500,000	¥0	¥0
計	¥18,713,238	¥26,307,696	¥26,307,696
期首期末差額		¥7,594,458	
所得税納付に伴う預り金	¥0	¥0	¥0

1) 運営資金の利息・利子は「収入の部」の受取利息に計上。
 2) 定期預金(みずほ)の利子は、次年度の元金となるため、資金会計に計上。

収支差額 ¥7,594,458

資 料

- | | |
|--------------------------|--------|
| 【Ⅰ. 一般社団法人人文地理学会定款】 | 〈別紙 4〉 |
| 【Ⅱ. 人文地理学会会則】 | 〈別紙 5〉 |
| 【Ⅲ. 一般社団法人人文地理学会倫理綱領・細則】 | 〈別紙 6〉 |
| 【Ⅳ. 2014年度－2015年度 理事・監事】 | 〈別紙 7〉 |
| 【Ⅴ. 2014年度代議員】 | 〈別紙 8〉 |

一般社団法人人文地理学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人人文地理学会と称する。

2 英語で表記する場合の名称は、The Human Geographical Society of Japan とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを移転又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、人文地理学の進歩、発展及び普及を図り、もって学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会誌『人文地理』その他の刊行物の編集及び発行
- (2) 大会、例会その他の研究集会の開催
- (3) 優れた研究成果等に対する表彰
- (4) 公開セミナー等の啓発活動の実施
- (5) 内外の関連諸団体との連絡及び連携
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、この法人の所定の入会申込書により申込みをし、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において定められた額の会費を納入しなければならない。

(会員の権利)

第9条 正会員は、『人文地理』など会誌の頒布を受け、会誌に研究論文を投稿し、また大会、例会その他この法人の事業に参加することができる。

2 団体会員は、会誌『人文地理』の頒布を受けることができる。

3 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(4) 一般法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

(5) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類の閲覧等）

(7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

4 正会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

5 1年以上会費を納入しない会員に対しては、前各項の会員としての権利を制限することができる。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退会することができる。この場合においては、退会届書を提出しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総社員が同意したとき。

(2) 正会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体会員が解散したとき。

(3) 除名されたとき。

(4) 3年以上会費を納入しないとき。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、第23条第2項第1号が定めるところにより、社員総会の決議によって、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、当該社員総会の1週間前までに、除名する旨及びその理由を通知し、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の決議がされたときは、除名した会員に対し、その旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生したにもかかわらず未履行の義務に関しては、これを免れることができない。

(会費その他の拠出金品の不返還)

第14条 第11条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 社員及び社員総会

(社員)

第15条 この法人の社員は、正会員の中から選出される80名以上120名以内の代議員をもって、一般法人法上の社員とする。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。理事会は、代議員を選出することができない。選挙の方法や管理に関して必要な規程は、理事会において別途定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。
- 4 代議員の任期は、その選出が行われた年の10月1日に始まり、2年後の9月30日までとする。代議員は、引き続き2期を超えて重任することができない。
- 5 代議員が、責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴え等の法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、役員の選任及び解任並びに定款の変更についての議決権を有しないこととする。
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備え、代議員選挙の結果により次点の候補者を補欠の代議員に選任することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

(社員総会)

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第17条 この法人の社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(権限)

第18条 社員総会は、一般法人法及びこの定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、社員総会は、理事会の決議により社員総会の決議を経るべきこととされた事項に関しては、決議をすることができる。

(開催)

第19条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、社員総会の日から2週間前までに代議員に対して書面又は電磁的方法によって通知を発しなければならない。

4 前項の通知には、社員総会の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項及び議案の概要を記載し、又は記録しなければならない。

5 社員総会の招集に際して、社員総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、ウェブサイトによる開示により提供することができる。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、その総会において、出席した代議員のうちから選任する。

(定足数)

第 2 2 条 社員総会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席しなければ、開催することができない。

(決議)

第 2 3 条 社員総会の決議は、一般法人法第 4 9 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。この場合において、議長は、代議員として議決に加わる権利を有しないが、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の社員総会の決議は、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認
- (8) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第 2 4 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席することができない代議員は、あらかじめ通知された事項について、他の代議員 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合において、当該代議員は、社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 2 5 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会が開催された日時及び場所
- (2) 代議員の現在数
- (3) 社員総会に出席した代議員の数（表決委任者を含む。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の要領及びその結果
- (6) 社員総会に出席した理事及び監事の氏名
- (7) 議事録の作成に係る職務を行った常任理事の氏名

2 議事録には、議長及び出席した代議員のうちからその社員総会において選出された議事録署名人 2 名以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員の種類)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 常任理事6名以内
- (3) 理事(会長及び常任理事を含む。) 8名以上24名以内
- (4) 監事3名以内

- 2 ある理事と配偶者又は三親等内の関係にある者(それに相当する関係である者を含む。)が理事に含まれている場合、その合計数は理事総数の3分の1を超えることができない。また理事の中で同一の機関に所属する者(専任の教職員として勤務する者のほか、正規の課程の大学院生又は学生である者を含む。)の数は、理事総数の3分の1を超えることができない。
- 3 監事の中には相互に配偶者又は三親等内の関係にある者(それに相当する関係である者を含む。)を含むことができない。また、監事の所属機関は、すべて異なっていなければならない。
- 4 会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
- 5 常任理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって選定する。その際、別途定める規程により行われる会長予備選挙の結果を斟酌するものとする。
- 3 常任理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 会長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 常任理事は、会長とともに常任理事会を構成し、法人の業務を分掌して執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務執行の基本方針を決定する。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること

(4) その他一般法人法において監事の職務及び権限とされる事項

(役員任期)

第30条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事任期は、他の理事の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了により退任した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第31条 役員に、ふさわしくない行為があったときは、社員総会において出席代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって解任することができる。ただし、監事の解任については、第23条第2項第2号の規定による。

(報酬等)

第32条 役員及び代議員は、無報酬とする。

- 2 役員には職務に要した費用を支払うことができる。支払の基準については、理事会で別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第35条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 定例理事会は、毎事業年度に4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事又は監事から会長に対して、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

4 常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、庶務担当の常任理事が理事会を招集する。

2 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に理事会を開催しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、庶務担当の常任理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合

も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿及び社員名簿を主たる事務所に備え置く。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 基金

(基金の募集)

第43条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまでは返還しない。

3 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所方法その他の必要な事項を清算人において別に定める。

第8章 定款の変更等

(定款の変更)

第44条 この定款は、第23条第2項第4号が定めるところにより、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第45条 この法人は、第23条第2項第5号又は第7号が定めるところにより、社員総会の決議によって他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第46条 この法人は、第23条第2項第6号が定める社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の目的を有する公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第9章 情報公開

(情報公開)

第48条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する事項については、理事会の決議によって定める。

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雑則

(定款に定めがない事項)

第50条 本定款に定めがない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第51条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成27年9月30日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第52条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 生田真人

設立時社員 出田和久

設立時社員 杉浦和子

設立時社員 南出眞助

設立時社員 八木康幸

設立時社員 山野正彦

(設立時理事及び設立時監事)

第53条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事

秋山 道雄

池谷 和信

石川 義孝

内田 忠賢

岡本 耕平

加藤 政洋

金坂 清則

河島 一仁

河原 典史

古賀 慎二

辰己 勝

長尾 謙吉

中谷 友樹

野間 晴雄

藤田 裕嗣

三木 理史

水野 真彦

山崎 孝史

山崎 健
吉田 容子
設立時監事
山田 誠
吉越 昭久

(設立時代表理事)

第54条 この法人の設立時代表理事は、次に掲げる者とする。

設立時代表理事 石川 義孝

以上、一般社団法人人文地理学会を設立するために、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年9月13日

設立時社員 生田真人

設立時社員 出田和久

設立時社員 杉浦和子

設立時社員 南出眞助

設立時社員 八木康幸

設立時社員 山野正彦

人文地理学会会則

2014年10月1日施行

第1章 総則

第1条 人文地理学会の活動と運営に関する規程は、一般社団法人人文地理学会定款に定められたもののほか、本規則に従う。

第2章 会員

第2条 本会は定款に掲げた目的に賛同し、所定の会費を納入した者をもって会員とする。

2 会員は、個人として加入する正会員と、会社や法人名等で加入する団体会員の2種とする。

第3条 会員は、一般社団法人の社員総会を兼ねて開催される会員総会に出席することができる。

第4条 正会員は、定款その他の関係規程により別に定める場合を除き、代議員選挙及び会長予備選挙の選挙権・被選挙権、理事・監事選挙の被選挙権を有する。

第5条 正会員は会の運営に協力し、代議員、役員、常任委員、各種委員等に選任された場合は積極的にその任に当たる。

第3章 代議員

第6条 本会に代議員をおく。代議員の選挙定数は100名とする。

2 代議員の人数は、一般社団法人人文地理学会定款に定められた数の範囲内において変動することを妨げない。

第7条 代議員は別に定める規程により、正会員の中からこれを選出する。

第8条 代議員の任期は1期2年とし、重任を妨げない。ただし連続3期以上の重任はできない。

第9条 代議員は代議員会を組織し、一般社団法人人文地理学会の社員として定款に定められた法律上の事項を決定する。

第4章 役員

第10条 本会に次の役員をおく

会長1名 常任理事5名、理事20名（常任理事5名を含む）、監事2名

2 常任理事、理事、監事の人数は、一般社団法人人文地理学会定款に定められた数の範囲内において変動することを妨げない。

第11条 役員は別に定める規程に従ってこれを選定あるいは選出し、会員総会の信任を受けるものとする。

第12条 役員の任期は1期2年とし、重任を妨げない。ただし2期連続して理事を務めた者は、会長（代表理事）となる場合を除き、その直後の2期の間は役員

になることができない。

第13条 会長を通算2期務めた者は、再度、役員になることはできない。監事を通算2期務めた者は、再度、理事あるいは監事になることはできない。

第14条 役員職務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、法人の代表理事となり、一切の会務を統括する。
- 2 常任理事は常任理事会を組織し、庶務、会計、編集、集会、企画・広報の会務を分掌する。
- 3 理事は理事会を組織し、重要事項を決定する。
- 4 監事は法人の会計及び会務執行の状況を監査する。

第15条 役員は職務上の報酬を受け取ることができない。

第5章 常任委員

第16条 本会に会の実務を分掌するための常任委員をおく。常任委員の人数は、業務の必要に応じ、理事会において定める。

第17条 常任委員は常任理事の下で、庶務、会計、編集、集会、企画、広報の会務に当たる。

第18条 常任委員は常任理事会（常任理事改選時には常任理事予定者の会議）において選出し、社員（会員）総会に報告するものとする。

第19条 常任委員の任期は1年とし、重任を妨げない。ただし連続3期以上の重任はできない。

第20条 年度途中で就任した常任委員の任期は当該年度の終了時までとし、1年の任期を務めたものとみなす。

第21条 常任委員は別に定める規程に従って、一般社団法人人文地理学会会長候補者予備選挙、並びに役員候補者予備選挙の選挙権を有する。

第22条 会長は別に定める規程に従って、常任委員にその活動に必要な経費を支給することができる。

第6章 会員総会・大会・例会

第23条 毎年1回（秋季）会員総会を開き、会務を報告し、役員等の人事及び予算・決算の承認を求める。

第24条 毎年1回（秋季）大会を開き、研究発表その他の事業を行う。

第25条 適宜、例会、研究部会を開き、会員の研究発表・報告を行う。

第7章 会計

第28条 本会の経営は会費、寄付金、および出版物売上その他の収入をもってこれに充てる。

第29条 毎年度の予算および決算は、理事会の議を経て会員総会に報告し、承認を求めるものとする。

第8章 会則の改正

第 30 条 本会則の改正は会員総会の承認を求めるものとする。ただし一般社団法人
文地理学会定款と齟齬する会則を定めることはできない。

一般社団法人人文地理学会倫理綱領

2014年10月1日制定

前文

一般社団法人人文地理学会は、人文地理学の調査・研究、教育および学会の運営にあたって依拠すべき倫理上の基本原則を定め、ここに「一般社団法人人文地理学会倫理綱領」を制定する。一般社団法人人文地理学会の会員は、人文地理学研究の発展と社会への貢献のために、本綱領を十分に理解して、これを遵守しなければならない。

人文地理学の調査・研究は、地表上のあらゆる地域と人々を対象とする。会員は、その研究が社会の信頼と負託の上に成り立つものであることを認識し、調査・研究の対象となる地域と人々に対して、常に公正を重んじ、真摯に判断し行動しなければならない。また、人文地理学の教育、指導、その他さまざまな実践に携わるときも、学問の公共性と社会的責任を十分に自覚し、学習者や知識、技能の受け手に対して、本綱領の趣旨を正しく伝えなければならない。

[人権その他の諸権利の尊重]

第1条 いかなる場所と機会においても人権を尊重し、プライバシー、肖像権、知的財産権などの諸権利を侵害することがないように努めなければならない。

[差別の排除]

第2条 居住地、性別、年齢、出自、民族的背景、宗教、思想、信条、性的指向、身体的特性、障がいの有無、国籍などに関して、差別的な扱いをしてはならない。

[ハラスメントの排除]

第3条 ハラスメントに当たるいかなる行為もしてはならない。

[説明責任]

第4条 調査・研究の対象となる人々に対して、調査・研究の目的、方法およびその成果の公表に関する説明責任を負わなければならない。

[被害の防止]

第5条 調査・研究の対象となった地域、団体、個人の生存、財産、安全などを脅かしはならない。調査で得られたデータは厳重に管理し、みだりに情報を開示してはならない。

[成果の公表]

第6条 調査・研究の成果の公表とその社会的還元に努めなければならない。

[著作権侵害の排除と不正の防止]

第7条 著作権を侵害してはならない。他人の調査・研究の成果を盗用、剽窃したり、調査・研究のデータを捏造したりしてはならない。

[相互の批判・検証機会の確保]

第8条 調査・研究の成果を適切に評価し、相互に批判・検証できる機会の確保に努めなければならない。

[研究資金の適正使用と法令の遵守]

第9条 研究資金を適正に取り扱わなければならない。研究資金の使用等に当たり法令や関係法規を遵守しなければならない。

[利益相反]

第10条 利益相反に留意し、公共性に配慮して行動しなければならない。

[付則]

「一般社団法人人文地理学会倫理綱領」に違反するとの訴えがあった場合、原則として理事会が対応にあたる。処理の手順については、理事会の議決を経て別に定められた細則の規定に従う。細則に定められていない事柄については、常任理事会の適正な判断にゆだねるものとする。

一般社団法人人文地理学会倫理綱領付則に関する細則

2014年10月1日制定

1. 会員の行為が倫理綱領に違反するとの訴えがあったとき、常任理事会は訴えの内容を検討し、問題解決に努める。違反の有無を決定するために、詳細な事実調査を行う必要があると認めた場合は、事実調査のための委員会を設置する。また常任理事会は調査委員会を設置したことについて理事会に報告しなければならない。
2. 事実調査委員会の委員は3名程度とし、会員もしくは必要に応じて非会員から常任理事会が選任する。調査委員は、訴えた者、訴えられた会員の双方と利害関係がないと思われる者から選任されなければならない。
3. 事実調査委員会は委員の互選により委員長を選び、事実関係を調査の上、倫理綱領違反の有無と行為の重大さに応じた処遇の原案を作成し、常任理事会に報告する。

4. 常任理事会は事実調査委員会からの報告に基づき、処遇の原案を決定し、理事会の審議にゆだねる。
5. 理事会の議決により処遇案が決定されたとき、会長は訴えた者と訴えられた会員の双方に対して、倫理綱領違反の判断とその理由及び処遇案を文書で通知する。
6. 訴えられた会員は処遇の内容について、会長に対し文書により異議申し立てを行うことができる。
7. 前条に基づく異議申し立てがあった場合、常任理事会は、調査委員会と合同で申し立てについて再度審議し、最終的な処遇の原案を理事会に報告し、審議の結果、最終案を決定する。
8. 訴えた者および訴えられた会員の氏名、訴えの内容、決定された処遇の内容および理由等の公表の可否は、行為の内容、事情の重大さを考慮して、常任理事会が決定する。
9. 会則 10 条第 2 項により除籍となった者の氏名は、学会誌の彙報欄に掲載することにより公表される。
10. 調査委員会委員を含む学会役員、事務員は、公表された情報以外の情報を他に漏らしはならない。

[付則] 本細則の改正は理事会の承認を経るものとする。

2014年～2015年度 人文地理学会監事候補者（2名）

山田 誠
吉越 昭久

2014年～2015年度 人文地理学会理事候補者（20名）

秋山 道雄
池谷 和信
石川 義孝 ※代表理事（会長）
内田 忠賢
岡本 耕平
加藤 政洋
金坂 清則
河島 一仁
河原 典史
古賀 慎二
辰己 勝
長尾 謙吉
中谷 友樹
野間 晴雄
藤田 裕嗣
三木 理史
水野 真彦
山崎 孝史
山崎 健
吉田容子

※2014年10月4日の評議員会において、田和正孝選挙管理委員会委員長より
報告され、承認。

一般社団法人人文地理学会 2014年度 代議員 (2014年10月1日現在)

秋山 道雄 **	川口 太郎	日野 正輝
秋山 元秀	河島 一仁 *	平井 松午
浅野 敏久	河原 典史 *	福田 珠己
阿部 和俊	呉羽 正昭	藤井 正
荒井 良雄	古賀 慎二 **	藤田 裕嗣 **
荒木 一視	小島 泰雄	藤巻 正己
伊藤 健司	小長谷 一之	二村 太郎
生田 真人	小林 茂	増渕 敏之
池口 明子	米家 泰作	松井 圭介
池谷 和信 *	佐藤 廉也	松原 宏
石川 義孝 ***	佐野 静代	松本 博之
岩動 志乃夫	島津 俊之	三木 理史 **
井田 仁康	杉浦 真一郎	水野 真彦 *
出田 和久	関戸 明子	溝口 常俊
伊藤 悟	高木 彰彦	南出 眞助
今里 悟之	高橋 春成	宮澤 仁
岩鼻 通明	高橋 誠	宮町 良広
上田 元	高柳 長直	村山 祐司
内田 忠賢 *	竹中 克行	森 正人
大西 宏治	辰己 勝 *	八木 康幸
岡本 耕平 *	田中 和子	矢野 桂司
小田 宏信	谷 謙二	山川 充夫
小田 匡保	田和 正孝	山口 晋
小野 有五	千葉 立也	山崎 孝史 *
遠城 明雄	堤 研二	山崎 健 *
加賀美 雅弘	椿 真智子	山下 清海
香川 貴志	手塚 章	山田 晴通
香川 雄一	戸井田 克己	山田 誠 #
梶田 真	友澤 和夫	山野 正彦
片平 博文	豊田 哲也	山村 亜希
加藤 政洋 *	中島 弘二	山本 健兒
金坂 清則 *	中西 僚太郎	山元 貴継
兼子 純	中谷 友樹 *	由井 義通
神谷 浩夫	鳴海 邦匡	吉田 道代
		若林 芳樹

* 理事

** 常任理事

*** 代表理事

監事

※2014年10月4日開催の評議員会において、田和正孝選挙管理委員会委員長より報告され、承認。